

津山市立広野小学校 いじめ問題対策基本方針

めざす子ども（児童）像

心豊かに自ら学びともに伸びゆく子どもの育成

- 考える子・・・主体的に学習に参加し、相互に学び合う子ども、他の話をしっかり聞き、相手の立場になって考え、正しく判断し、実行できる子どもの育成。
- 助け合う子・・・他と共同して学び合ったり、学校生活や課題に取り組んだりする子ども。
- すずんで取り組む子・・・掃除や学級活動、児童会活動など、自分にできることを主体的に考え、自主的に課題に取り組む子ども。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめは人間として絶対に許されない行為であることを押さえて児童の指導にあたる。
- ・行動の背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するかどうかを判断する。
- ・いじめは、集団内の構造的な問題として捉え、その解決に当たっては、1人の問題ではなく、集団の問題として指導していく。
- ・取組に当たっては、一担任だけでなく、教職員全体が連携し、保護者、あるいは必要に応じて関係機関との連携を図りながら解決への取組を行う。
- ・早期発見のための実効的な取組（アンケート実施や教育相談など）を行い、早期対策を実行する。
- ・いじめは、子どもの心の未発達さや道徳性の欠如、ストレス過剰などから起こされる事象であることが多いことから、自己有用感の育成や、充実した学級・学校生活の創出、情報モラル教育などの取組を中心に、未然防止に向けた取組を重点的に行う。

<重点となる取組>

- ① いじめの起きないような学級経営として、児童1人1人が協同して学び合う関係の形成と、1人1人が大切にされる集団づくりを推進する。
- ② 自己有用感の育成や、充実した学級・学校生活の創出、情報モラル教育などの取組を中心に、未然防止に向けた取組を重点的に行う。
- ③ 心の成長を促すため学校教育全体を通じた道徳教育を推進する。
- ④ 「人権週間」、「いじめ防止啓発月間」などを設定し、児童会活動、学級活動などで自主的にいじめや友達関係について考え、解消するための方策を考える。
- ⑤ 児童の様子を全職員で共通理解し全教職員の目で児童観察に当たる。
- ⑥ 上の5項目を実施するための教職員の研修会を行い、共通理解と同僚意識を高めていく。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・保護者との日頃からの情報交換（学校での生活や成長の姿、起こされた問題行動などについての交流）・・・学級PTA活動など。
- ・保護者対象の人権教育講演会、子育て講演会などの実施
- ・学校で起こされたトラブルについて、保護者への早期連絡と連携。
- ・地域の見守り隊との情報交換と連携（登下校の様子を中心に）。
- ・児童委員、民生委員との情報交換（学校での生活、地域での生活の交流）
- ・保育園との情報交換
- ・学校支援ボランティアとの連携

学 校

いじめ問題対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・定期的、臨時に会を開催し、対策方針の検討、職員全体への提案と指示を行うと共に実行のリードを行う。

<対策委員会の開催時期>

- ・定例会・・・学期1度 臨時の会（いじめが起こされた時）

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・定例会については職員会議で伝達する。問題が起こった際の臨時の会の報告は朝会や臨時職員会議で伝達。

<構成メンバー>

- ・校外
SC、見守り隊長、民生委員、主任児童委員
- ・校内
校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・津山市教育委員会、サポートセンター

<連携の内容>

- ・ネット・トラブルによる監視
- ・保護者支援のための専門スタッフの派遣

<学校側の窓口>

- ・教頭

<連携機関名>

- ・津山警察署・見守り隊・民生、主任児童委

<連携の内容>

- ・定期的な情報交換と非行防止の実施

<学校側の窓口>

- ・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

- ① 能力向上を目指したピアサポートゲームやグループワークトレーニングの実施。
- ② 自己肯定感・自己有用感を育成するためのセルフエスティームトレーニングや自主的な活動。
- ③ QUTテストの実施と全職員による分析、対策方針の立案、実施。相互援助と学び合いのある授業実施。
- ④ 「人権週間」、「いじめについて考える週間」を活かしての児童会主催の「人権集会」の実施。
- ⑤ 学校行事の充実とその中で子どもを主体とした活動の推進。
- ⑥ 異年齢学級との交流と活動の実施（縦割り班を活かした活動、兄弟学級での取組 など）。
- ⑦ 正義派リーダーの育成と学級集団の自治的能力の育成。
- ⑧ 児童会が中心となった取組（やさしさの木、なかよし郵便）
- ⑨ 特に配慮を必要とする立場にある人について教材にした学習を行い、人権意識の高揚を図る。

② 早期発見

- ① 児童生徒との積極的な対話活動。
- ② 定期的な教育相談活動の実施と気になる児童との教育相談の実施。
- ③ 学期一度の生活アンケート実施。
- ④ 保護者、見守り隊などとの日頃からの情報交換。
- ⑤ 職員による休み時間等の巡視と児童観察。
- ⑥ 月・水・金の終礼時、気になる児童の情報交換を行い、全職員での指導。
- ⑦ SCと気になる児童の教育相談の時間の設定。

③ いじめへの対処

- ① 児童がいじめを受けていると通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの有無の確認を行う。
- ② いじめ対策委員会を招集し、対応を検討する。
- ③ 事実確認については、プライバシーに配慮しながら、本人、まわりの児童への聞き込みや調査等によって事実関係を明らかにする。
- ④ いじめの事実が確認されたら、いじめられた児童へのケアを行うと共に、その保護者に対して経過を説明し、解決にむけた取組と支援を約束する。
- ⑤ 必要に応じて、保護者会を行い、事実の経過と今後の指導方針を説明し、解決への協力を求める（説明責任を果たす）。
- ⑥ いじめた児童に対して指導を行う。（いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響などに気づかせる。）など、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。
- ⑦ いじめの加害、被害の当事者のみだけでなく、関連する集団全体への指導の徹底を図る。
- ⑧ 指導に当たっては、担任だけでなく、管理職をはじめとして、全職員が協力しながら進める。
- ⑨ 指導後は、当事者の経過観察を全職員で行うと共に、人間関係の改善を図る。
- ⑩ いじめた児童が特定できない場合は全体指導を行い、いじめが発生しやすい時間帯や場を確認しながら全職員をあげて再発の防止に努める。